

市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分

■土曜開庁日/午前9時～午後0時

第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。取り扱いえない業務もあるので、事前に問い合わせてください。

6月の土曜開庁日 **3日** **17日**

☎公共施設連絡先
かけ間違いにご注意ください

市役所（代表） ☎072-366-0011
※直通電話番号は、各記事の問い合わせて確認してください

大阪狭山水道センター ☎072-349-9476
(水道お客様センター)

ニュータウン連絡所 ☎072-366-0011

市立コミュニティセンター ☎072-366-0077

SAYAKA ホール ☎072-365-8700

市立公民館 ☎072-366-0070

図書館 ☎072-366-0071

保健センター ☎072-367-1300

さやま荘・さつき荘 ☎072-366-2022

シルバー人材センター ☎072-366-2277

狭山池博物館・郷土資料館 ☎072-367-8891

総合体育館 ☎072-365-5250

池尻体育館 ☎072-365-7303

ふれあいスポーツ広場 ☎072-368-2081

社会教育センター ☎072-368-0121

市民ふれあいの里 ☎072-366-1616

社会福祉協議会 ☎072-367-1761

堺市大阪狭山消防署 ☎072-366-0055

消防署ニュータウン出張所 ☎072-368-0119

市民活動支援センター ☎072-366-4664

基幹相談支援センター ☎072-365-1144

権利擁護支援センター ☎072-368-2111

地域包括支援センター ☎072-368-9922

ニュータウンサテライト ☎072-366-5566

生活サポートセンター ☎072-368-9955

きらっとぴあ ☎072-247-7047
(男女共同参画推進センター)

ぽっぽえん ☎072-360-0022
(子育て支援センター)

UPっぱ ☎072-360-4320
(子育て交流ひろば)

UPっぱ ☎072-360-4321
(世代間交流ひろば)

富田林保健所 ☎0721-23-2681

黒山警察署 ☎072-362-1234

☎072-362-1234 夕方は早めのライト点灯を

歩行者は、衣類・靴に
反射材をつけましょう

問い合わせ 黒山警察署 ☎362-1234



毎月20日は
ノーマイカーデー
公共交通機関を利用しましょう

問い合わせ 土木グループ ☎366-0011

、防災行政無線の内容を電話で聞けます

防災行政無線放送テレホンサービス
フリーダイヤル ☎0120-367-707

相談内容 ☎=予約制

とき(指定日以外の休日を除く)

市民相談・人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☎弁護士による無料法律相談(オンライン相談可)	水曜日午後1時～4時 ※14日(水)は女性弁護士
☎司法書士による無料相談(オンライン相談可)	19日(月)午後1時～4時
☎人権擁護委員による相談	15日(木)午後1時～4時
☎行政相談	12日(月)午後1時～4時

市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011・FAX366-0051

☎専門の女性カウンセラーによる女性のための相談 女性が対象 ※性自認が女性も可、オンライン相談可	5日(月)・13日(火)午後1時～4時、17日(土)午前9時30分～午後0時30分、27日(火)午前10時30分～午後1時30分
電話相談「女性のためのよりよいホットライン」 (必要な人に生理用品を提供しています)	6日(火)・12日(月)・13日(火)・20日(火)・26日(月)・27日(火)午前10時～午後5時(午後4時30分まで受け付け)相談専用電話番号 ☎090-2112-3970

きらっとぴあ ☎247-7047

DV相談専用ダイヤル	月～金曜日午前9時30分～午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ ☎349-8819	
児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、3日(土)・17日(土)午前9時～午後0時、月～金曜日午前9時30分～午後5時(UPっぱ(子育て交流ひろば)のみ)
☎ひとり親家庭相談(子育て支援グループのみ)	子育て支援グループ ☎349-8016(児童家庭相談)、☎349-8015(ひとり親家庭相談)、UPっぱ(子育て交流ひろば) ☎360-4320

ひとり親家庭相談	3日(土)・17日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談	9日(金)午後1時～4時
さつき荘 ☎366-2022・FAX366-0880	
知的障がい者(児)相談(電話相談)	17日(土)午後1時～2時

高嶋 ☎0743-25-8131

電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園 ☎366-0080	
☎発達サポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつな Go」	月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時

ぽっぽえん ☎360-0022

妊婦および未就学児の子育てに関する相談(予約可)	月～金曜日午前10時～午後5時
ぽっぽえん ☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可 UPっぱ(子育て交流ひろば) ☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可	

☎消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時・午後0時45分～4時
消費生活センター ☎366-2400(産業振興・魅力創出グループ内)	
☎社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	20日(火)午後1時～4時
産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011	

☎就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあせは不可)	月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター ☎366-6789(産業振興・魅力創出グループ内)	

☎若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	7日(火)・21日(火)午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441	

☎進路・教育相談	月～金曜日午前9時～午後5時
☎専門家による特別教育相談	13日(火)午後2時～5時
教育支援センターフリースクールみ・ら・い ☎368-0909、学校教育グループ ☎366-0011	

介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、3日(土)・17日(土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)
地域包括支援センター ☎365-2941、ニュータウンサテライト ☎366-5566	

心配ごと相談(日常生活における悩みの相談)	5日(月)・19日(月)午後1時～4時
社会福祉協議会 ☎367-1761	

コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
社会福祉協議会(本荘・山原・廣瀬) ☎367-1761	

障がい者(児)相談支援事業所による障がい者(児)相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病・障がい児) ☎365-1144、相談支援センター(身体・知的・難病・障がい児) ☎368-8666、地域活動支援センター(いず(精神) ☎367-0033	

精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ ☎349-9409	

きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ FAX366-9696	

生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)	月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター ☎368-9955	

福祉

脳卒中の後遺症とつきあう交流会

とき 15日(休)午後2時～4時 **ところ** さつき荘 **対象** 脳卒中の後遺症を持つ人と家族 **内容** 当事者や家族同士の情報交換 **参加費** 250円 ※見学無料 **問い合わせ** ほっこり仲間の会(岸上☎090-8200-3294)、社会福祉協議会☎367-1761

市民後見人になってみませんか

市民後見人は、家庭裁判所から選任された、成年後見制度の担い手として活動します。
市民後見人になるには、市と大阪府社会福祉協議会が連携して行う市民後見人養成講座を受講し、市民後見人バンクに登録する必要があります。市民後見人養成講座を受講するには、オリエンテーションへの参加が必要です。詳しくは問い合わせてください。
問い合わせ (社福)大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室☎06-6764-7760

難病とつきあうよりあい

とき 28日(水)午後2時～4時 **ところ** さつき荘・会議室 **対象** 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) **内容** 患者や家族同士の交流 **問い合わせ** 社会福祉協議会☎367-1761

環境

クビアカツヤカミキリ防除用品の配布

対象 市内に住んでいる人、市内に事業所がある事業主、市内の地区会、自治会、そのほか地区の居住世帯の多数で構成する団体 **配布物** 登録薬剤、防風ネット(1mまで) ※被害木10本分を上限とします **申し**

「カフェさつき6月の営業日

とき 7日(水)・21日(水)午前11時～午後2時 **ところ** さつき荘 **メニュー** さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。
問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」☎366-2022・FAX366-0880

法定相続情報証明制度の利用で、相続手続きがスムーズに

収集した戸籍謄本などにに基づき、法定相続情報一覧図を作成し、法務局より認証されると、預貯金の払い戻し、相続税の申告、相続登記など、各種相続手続きを同時に進められ、時間が短縮できます。認証された法定相続情報一覧図は、無料で必要枚数の交付を受けることができます。

問い合わせ 大阪法務局堺支局☎221-2756

込み 市役所生活環境グループで配布する申込書に被害樹木の写真を添付し、生活環境グループへ直接 ※申込書は市ホームページからもダウンロード可。使用期限の過ぎた薬剤は使用せず、適切に廃棄してください。配布を受けた翌年の10月末日までに対象被害樹木の現状について写真を添えて報告が必要です

問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

公共下水道に接続したら

公共下水道に接続し、し尿くみ取りが不要になったときは、速やかに「くみ取り廃止」の手続きを行ってください。公共下水道接続後も廃止の届け出がない場合は、くみ取り手数料の請求が届くことがあるので注意してください。

問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

飼い犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です

＜飼い犬の登録＞生後91日以上で登録が済んでいない犬の飼い主は、市役所生活環境グループで登録の手続きをしてください。登録は室外犬、室内犬にかかわらず必要です。
＜狂犬病予防注射＞生後91日以上の犬には予防接種を受けさせ、その後は1年に1回の追加接種で免疫を補強させましょう。

問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

在日外国人の不法就労・不法滞在防止にご協力を

在留資格で働くことが認められていない外国人が国内で働くこと(不法就労)は禁止されていて、不法就労させた雇用主は不法就労助長罪として処罰されます。外国人を雇用する際は、在留資格・期間を確認してください。

問い合わせ 黒山警察署警備課☎362-1234

交通

歴史街道整備工事のお知らせ

次の場所で歴史街道整備工事を行います。工事期間中は交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



期間 8月31日(休)までの午前9時～午後5時 **場所** 東池尻五丁目地内 **内容** 道路舗装打ち換え工事ほか

問い合わせ 土木グループ☎366-0011

皆さんの善意〔敬称略〕

【社会福祉協議会・善意銀行へ】社会福祉に
◇田中千代子亡き夫満中陰志として20万円を

マイナポイントの申請期限は9月末まで

マイナポイントの申請について、支援が必要な人は、市役所またはニュータウン連絡所に開設しているマイナポイント申請支援窓口を利用してください。

なお、一部の決済サービスにおいては、9月末までにサービス提供を終える可能性があります。詳しくは、希望する決済サービス会社に直接問い合わせてください。

問い合わせ マイナポイント申請支援窓口☎366-0011

募集

さやま元気っこ推進事業「こども広場」ボランティアスタッフ

活動時間 1日(休)～令和6年2月29日(休)午後2時30分～5時 **内容** 市内のいずれかの小学校体育館での自由遊びの見守り、クラフト、将棋、運動など ※1回1,000円の有償ボランティア **申し込み** 市役所社会教育グループで配布する募集要項を確認し、エントリー票を社会教育グループへ直接 ※募集要項、エントリー票は市ホームページからもダウンロード可 **問い合わせ** 社会教育グループ ☎349-9487

第26回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験

受験資格 医師、看護師、介護福祉士などの試験対象の国家資格などに基づく業務および相談援助業務のうち、施設などで必置とされる相談援助業務に5年以上かつ900日以上の実務経験のある人 ※詳しくは、財団ホームページを確認してください **試験日** 10月8日(日)午前10時から **受験料** 1万3,400円(払込手数料170円が別途必要) **申し込み** 富田林保健所、市役所高齢介護グループで配布する受験申込書を簡易書留で、〒542-0012大阪市中央区谷町七丁目4-15大阪府社会福祉会館内(一財)大阪府地域福祉推進財団ケアマネ係。26日(月)消印有効 **問い合わせ** (一財)大阪府地域福祉推進財団ケアマネ係 ☎06-6763-8044

放課後児童支援員夏期補助員、放課後児童支援員(会計年度任用職員)

【①放課後児童支援員夏期補助員】

勤務日 7月21日(金)～8月27日(日)(夏休み期間) **応募資格** 児童の育成に関心のある18歳以上の人(高校生を除く)

【②放課後児童支援員】

応募資格 保育士、教員、社会福祉士などの資格を持つ人、2年以上放課後児童健全育成事業に従事した経験がある概ね20歳以上の人 **申し込み** 1日(休)から市役所放課後こども支援グループ、ニュータウン連絡所、ぽっぽえん、UPっぴで配布する応募用紙を、〒589-8501大阪狭山市役所放課後こども支援グループ

へ郵送または直接。①17日(土)必着(直接の場合は土・日曜日を除く。ただし、3日(土)・17日(土)は午前中のみ受け付け) ②随時受け付け ※応募用紙は市ホームページからもダウンロード可 **問い合わせ** 放課後こども支援グループ ☎366-0011

安全

「ゴロゴロ」と聞こえたら雷に注意～稲光が見えたら安全な場所に避難を～

●高木付近は危険 ●木から最低2m以上は離れる ●姿勢を低く、持ちものは体より低い場所へ <<安全な場所>> ●家、学校、デパート、コンビニなどの建物 ●自動車(オープンカーは不可)、バス、列車の内部など **問い合わせ** 危機管理室 ☎366-0011

梅雨時の大雨に備えて

毎年、梅雨前線による長雨や集中豪雨による浸水被害や土砂災害が発生しています。防災マップや市ホームページで危険箇所を確認し、大雨のときには気象警報や注意報に注意してください。また、水害に備えて家の周りを点検し、掃除や修理をしておきましょう。
【点検、掃除の際の注意点】
●雨どいに木の葉が詰まったり、つなぎ目が外れていないか ●側溝に落ち葉やごみ、土砂がたい積していないか ●屋根瓦またはトタンのずれや破損はないか ●雨戸の傷み、立て付け不良はないか ●停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを用意しているか **問い合わせ** 危機管理室 ☎366-0011

全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験

7日(休)午前11時に、防災行政無線の屋外拡声子局(スピーカー)から、全国一斉試験放送を行います。
放送内容 チャイム音⇒これは、Jアラートのテストです(3回繰り返し)⇒こちらはぼうさいおおさかさやまです⇒チャイム音 **問い合わせ** 危機管理室 ☎366-0011

緊急地震速報訓練放送を実施します

15日(休)午前10時ごろに、防災行政無線の

屋外拡声子局(スピーカー)から、緊急地震速報の訓練放送を行います。訓練放送が聞こえたら、身を守るための安全行動(まず低く・頭を守り・動かない)を約1分間とってください。

放送内容 チャイム音⇒こちらはぼうさいおおさかさやまです⇒ただいまから訓練放送を行います⇒(緊急地震速報チャイム音)緊急地震速報、大地震です。大地震です。これは訓練放送です(3回繰り返し)⇒こちらはぼうさいおおさかさやまです⇒これで訓練放送を終わります⇒チャイム音

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

水道

上下水道料金の支払いは便利な口座振替で

上下水道料金の支払いは、便利な口座振替を利用してください。指定口座から2か月ごとに自動で支払うことができます。使用水量のお知らせや領収書(お客様番号が書いてあるもの)、預金通帳、通帳に使用している印鑑を持って、次の金融機関で申し込んでください。

取扱金融機関 りそな・三菱UFJ・三井住友・池田泉州・関西みらい・紀陽の各銀行、近畿労働金庫、成協信用組合、大阪南農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

問い合わせ 大阪狭山水道センターお客様センター ☎349-9476

労働

ひとり親家庭等のための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父を対象にした講座です。2歳～未就学児の子どもの保育があります。就職セミナーの受講が必須です。

【ケアマネジャー】

とき 7月29日～9月9日の土曜日(8月12日を除く。全6回) **ところ** 大阪府立母子・父子福祉センター(大阪市東成区中道/大阪メトロ中央線「森ノ宮駅」下車) **受講料** 6,000円(教材費) **定員** 20人(多数の場合は抽選) **申し込み** 往復はがきに講座名・郵便番号・住所・名前・年齢・職業・電話番号・志望動機・過去に当センターで受講した講座名・Wi-Fi環境の有無・保育希望者は子どもの名前と年齢を書いて、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3-59大阪府立母子・父子福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センター。大阪府立

母子・父子福祉センターホームページからも
可。29日(木)消印有効 ※返信面にも郵便番号・
住所・名前を書いてください

問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支
援センター ☎06-6748-0263

労働保険の年度更新

労働保険の年度更新は、毎年度事業主か
ら労働保険料の申告・納付をする重要な手続
きです。大阪労働局から事業主に申告書が
送付されるので、7月10日(月)までに手続き
してください。

問い合わせ 羽曳野労働基準監督署 ☎072-
956-7161

国民健康保険

特定保健指導の利用を

特定保健指導は、特定健康診査や市が費用
助成した人間ドックの結果、メタボリックシ
ンドロームまたは予備群に該当した人を対
象に、健康状態の振り返りや生活習慣の改善
を支援するものです。保健師や管理栄養士
が、生活に取り入れやすい工夫と一緒に考え、
指導します。対象者には、特定健康診査受
診の翌月以降に案内を送付します。

問い合わせ 健康推進グループ ☎367-1300

本算定分の通知書を送付

今年度の国民健康保険料(令和4年中の所
得などを基礎に決定)の通知書を6月中旬に
加入世帯へ送付します。国民健康保険料の
納付義務者は世帯主であるため、請求・送付
先は世帯主です。なお、1日(木)以降に国民
健康保険資格の異動があった世帯や税の修
正申告をした世帯には、7月中旬に変更分
を送付します。

国保広域化により、平成30年度から国民
健康保険制度の財政運営の主体が市町村か
ら大阪府となりました。市町村ごとに異なる
保険料率や保険料の減免基準などについて、
6年間の激変緩和措置期間を経て、令和6年
度から府内で統一します。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9470

納付が困難なときは納付相談を

納付期限までに保険料の納付が困難な人
を対象に納付相談を受け付けています(通知

特定健康診査を開始

4月1日現在で国民健康保険の資格がある40歳以上の人に、特定健康診査受診券を5月
下旬に送付しています。4月2日以降に加入した人で受診を希望する場合は、市役所保険
年金グループへ申請してください。受診の際は、対象医療機関に受診可
能日を確認し、国民健康保険被保険者証と受診券、受診票、結果票(令和
4年度に受診した人のみ)を持参してください。



人間ドックの受診費用を助成

対象 ●大阪狭山市国民健康保険加入者で満30歳以上の人 ●国民健康保険被保険者資格
を取得して1年以上経過している人 ●国民健康保険料を完納している世帯の人 **回数** 年
度内に1回 **助成額** 対象医療機関で受診した場合のみ、一般基本健診費用額のうち上限
3万円 ※オプション費用は個人負担です。人間ドックは特定健康診査との併用受診はでき
ません。対象医療機関や助成内容について、詳しくは市ホームページで確認してください

今年度の受診者全員に、過去3年間の結果についてのアドバイス冊子と、5,000円分の
さやりんポイントカードを送付します ※40歳未満の人間ドック受診者はさやりんポイ
ントカードのみ。届くまでに6か月程度かかる場合があります

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471

書を送付する6月中旬は窓口が混雑します)。

【保険料の減免制度】

失業など特別な事情により昨年度に比べ
て収入が著しく減少し、保険料の納付が困難
な場合は、30日(金)までに本算定納付通知書
と、申請日の属する月の前3か月間の世帯全
員の収入および収入減少後の3か月間の世
帯全員の収入が確認できるもの(給与明細書、
収支内訳書、源泉徴収票、雇用保険受給資格
者証など)、家賃が確認できる書類(賃貸借契
約書の写しなど)を持って、市役所保険年金
グループへ申請してください。 ※所得状
況などにより減免できない場合があります

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9470

税

1日(木)から所得課税証明書を発行

市府民税を普通徴収や公的年金から特別
徴収の方法で納める人および非課税の人の
所得課税証明書は、1日(木)から発行します。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

7日(水)から市府民税納税通知書を順次送付

市府民税がかかると思われる人で納税通
知書が届かない人は、市役所税務グループ
へ連絡してください(給与から市府民税を差
し引きされている人は、事業所から配布さ
れるため、市役所からは直接送付しません)。
口座振替の場合は、金融機関名などを記載

しているので確認してください。

公的年金からの特別徴収の対象者で、既
に差し引きした税額(4・6月の市府民税)が
今年度の市府民税の決定額より多い場合は、
年金支給月のおよそ2か月後に還付通知書
を送付します。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

30日(金)は市府民税の第1期分の納期限

忘れないよう近くの金融機関、コンビニエ
ンスストアまたはスマホ決済で納めてくだ
さい。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金
がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納
処分を行う場合があります。納期限までに納
付が困難な場合は、早めに市役所税務グル
ープに納付方法を相談してください。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9400

市府民税の公的年金からの特別徴収制度

4月1日現在、65歳以上の人で一定の要
件に該当する場合、公的年金などに係る市府
民税は、支給される年金から差し引きして徴
収されます。公的年金等以外の所得に係る
市府民税は、普通徴収または給与からの差
し引きにより別途徴収されます。今年度から
新たに公的年金からの特別徴収の対象とな
る場合、10月分の年金から差し引かれ、そ
れ以前の方は普通徴収での納付となります。
詳しくは、納税通知書を確認してください。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402